

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	令和5年5月24日
取り扱い	15時30分 解禁

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

北陸地方整備局は、下記のとおり朝日不動産株式会社に対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

- 期 日 令和5年6月2日（金） 11時00分
- 場 所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
新潟美咲合同庁舎1号館 北陸地方整備局 1階 記者会見室
- 被聴聞者 朝日不動産株式会社 代表取締役 石橋 正好
- 予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法（以下「法」という。）第65条第1項に基づく指示
- 不利益処分の原因となる事実の概要
朝日不動産株式会社（以下「当該業者」という。）は、建物の賃貸借の媒介に関して、宅地建物取引士証の失効者に、重要事項の説明及び契約関係書面への記名押印を行わせた。
当該行為は、法第35条第1項及び第37条第3項の規定に違反する。
また、当該業者の事務所に専任の宅地建物取引士を置かない状態が継続するに至ったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。
当該行為は、法第31条の3第3項の規定に違反する。
さらに、法第8条第2項に規定する宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の氏名に変更があったにもかかわらず、変更の届出を30日以内に行わなかった。
当該行為は、法第9条の規定に違反する。
- その他
 - 関係人について
当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手續に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面（様式自由）により、令和5年5月29日（月）12時までに必着するよう申し込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。
 - 聴聞出席者について
行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

(3) 聴聞の傍聴について

傍聴は事前予約制とさせていただきます、5月31日(水)17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申込みください。

メールによる申込みをいただいた後、6月1日(木)14時を目途にメールを返信します。万が一、返信メールが届かない場合は下記登録先までご連絡ください。

(4) カメラ撮りは聴聞冒頭(被聴聞者の入室前まで)に限らせていただきます。

【登録先】

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設・計画産業課 不動産業係

電話 025-370-6571

電子メール keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp

※件名を「聴聞参加希望」又は「聴聞傍聴登録」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 不動産業適正化推進官 杉本(すぎもと)
(富山県) 富山県政記者クラブ	計画・建設産業課長 明妻(あけづま)
(石川県) 石川県政記者クラブ	TEL 025(370)6571 FAX 025-280-8746